

# セクシャルマイノリティと同性婚

## ——否定論の正当性を問う——

国際教養学部 4年 田 嶋 一 貴

<目次>

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| I. はじめに           | (3) 嫌悪感              |
| II. セクシャルマイノリティとは | (4) まとめ              |
| III. 渋谷の条例から見る否定論 | IV. 公的立場にある者の差別意識と発言 |
| (1) 生物の目的と生産性     | V. おわりに              |
| (2) 伝統的価値観や家族の崩壊  |                      |

### I. はじめに

昨今、日本でも同性パートナーシップ条例（しばしば同性婚とも称される）がメディアに取り上げられるなどして、セクシャルマイノリティの認知度は以前より高まってきている。しかし、依然としてセクシャルマイノリティに対して根強い偏見が見られる。特に渋谷の同性パートナーシップ条例に対する反対意見を例にして、世間一般的な否定論に潜む偏見や差別意識、矛盾点を明らかにしたい。特に、セクシャルマイノリティの中でも主に同性愛者について取り上げる。最後に、この条例に対する否定意見から明らかになった問題点や今後の展開について考えたい。

### II. セクシャルマイノリティとは

セクシャルマイノリティとは、現在の社会のなかで「これが普通」「こうあるべき」だと思われている「性のあり方」に当てはまらない人たちのことを指す総称のことである<sup>1)</sup>。セクシャルリティとは、基本的に以下の要素で決ま

る。生物学的な性（体の性）・性的指向（誰を好きになるのか）・性自認（自身の性別をどう捉えているか）の三つだ。例えばヘテロセクシャルの男性であれば生物学的な性は男性、性的指向は女性、性自認は男性となる。現在の社会は、ヘテロセクシャルこそが性のあり方の規範であるとして成り立っている。しかし、性のあり方の規範というものは、客観的な事実としてではなく、私たちに無意識に刷り込まれ、皆同じ意識を共有していて当然だと考えられているものだ。こういった規範の中でも特に、「誰でも異性を好きになるものだ」、「人間は、男または女しかない（性別二元論）」、「人は必ず誰かを好きになるものだ」などが広く認知されている規範である。

最近では、LGBT（L…レズビアン、G…ゲイ、B…バイセクシャル、T…トランスジェンダー）という名称が使われることが多くなっており、メディアに取り上げられる際はこの名称が使われることが多い。一説によると、人口の約3～5%<sup>2)</sup>（20～30人に一人）程度いると言われている。ともすれば、私たちは知らない内にセクシャルマイノリティと出会っているはずなのだが、電通が2012年に300人を対象に行った調査によると、セクシャルマイノリティに該当する知り合いがないという人間が90%と、圧倒的多数を占めていた<sup>3)</sup>。では、なぜ人々は出会ったことがないと思っているのだろうか。本当にいないという可能性もあるが、セクシャルマイノリティの当事者が周囲に公言するメリットより、デメリットの方が大きいと周囲に同調し、公言しないことを選ぶのである。宗教的な面から問題になることは日本社会においてはほとんどないものの、やはりデメリットの方が多いことは自明のことである<sup>4)</sup>。

そもそも、セクシャルマイノリティであるかどうかは外見から判断することはできない（トランスジェンダーに関しては、一部例外がある）。当事者が自ら公言することで初めて周囲は認知することが可能になる。セクシャルマイノリティであるということが、肌の色や目の色の様に、一目でわかるような特徴や基準があるという誤解も多い。特にネットやテレビでは話題性を重視するあまり、「このような特徴があれば〇〇!」という短絡的な表現が用い

られることも少なくない。

### Ⅲ. 渋谷の条例から見る否定論

2015年4月に施行され、2015年11月5日より実地されたいわゆる同性婚条例<sup>例</sup>に対し賛否両論が巻き起こっているが、その反対意見の多くは偏見に満ちていた。このような差別的な発言は今や多くの人が利用するようになったソーシャル・メディアや、インターネットで簡単に目にする事ができる。今回は、より多くの差別的発言を収集し、考察するために、匿名性の高いTwitterや電子掲示板、2ちゃんねるまとめサイト<sup>6</sup>等を中心に、2014年から2015年にかけて約一年間情報を集めた。その理由は以下の二点が挙げられる。1つ目は、「日本で最も利用されているソーシャル・メディアの一つがTwitterであり、2013年3月時点で国内でパーソナル・コンピュータを用いてインターネットを使うユーザーのおよそ22.3%、1315万人がTwitterにアクセスしている。また、スマートフォンからアクセスするユーザーも多く、2012年12月時点でiPhoneユーザーの88.0%がTwitterを利用しているから<sup>7</sup>。」である。

2つ目は、匿名で投稿することが可能なので、どのような発言をしようとも身元を特定される危険性は低く、どのような発言であっても躊躇する必要はない。また、そのような投稿を捕捉しやすいという理由からである。

以上のようにして集めた同性婚や同性愛（者）に対する否定的な意見を大まかに3つに分類した後、その中身を検討、考察することを試みる。ネットの記述をそのまま引用したため過激な発言も多く見られたが、ここで最も重要視したのは、発言内容の深刻さを損なわず、そのまま伝えることである。そのため、原文の引用と筆者による解釈の二つを記載することにした。ここには、筆者が集めた原文を編集し、まとめることで恣意的解釈を行うことを避ける目的もある。最後に、ここに挙げる3つの分類はあくまで否定論の概観を捉えたにすぎないことをあらかじめ断っておきたい。

### (1) 生物の目的と生産性

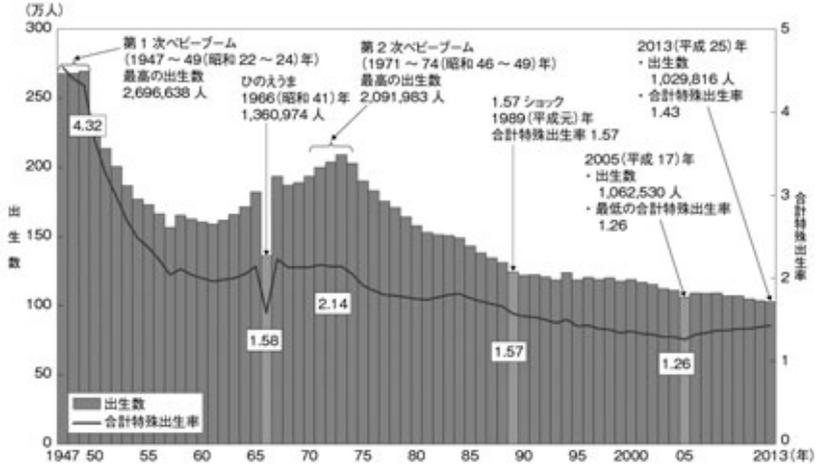
まず一つ目は、「同性愛は生物として子孫を残せない。生物学的におかしい。子供を残し、種を維持、繁栄させるという義務に反している」という趣旨の否定論だ。否定論の一部を次にそのまま引用した。

「生物の目的とは子孫を残すことなのだから、その目的に反する同性婚は積極的に否定されなければならない。来世で生まれ変わればいい、死ぬ。/生き物としてもっとも重大な欠陥があるのに人権を主張するのはおかしい<sup>8)</sup>。」

この主張はく生物の目的は子孫を残すことである。生産性を非常に重要視するため、少子化を促進させる同性愛というものは否定されるべきだ。>という趣旨の否定論である。このような主張を仮に正しいとしよう。ともすれば同性愛者のみならず、批判されなければならない者がいることになる。まず、子供が一人しかいないカップルである。最低でも二人の子を成さなければ人口を維持することはできない。たった一人では、種を維持し、繁栄させるという義務を完全に果たしたとは言えない。次に、先天的にも後天的にも生殖能力を持たない男女。そして生殖能力を有しながら、選択的に生殖を行わない者は、先述した義務に対し明らかな違反をしている。更に選択的に子を残さない者、ましてや避妊をする者は論外だろう。

そもそも、人口の5%程度と言われているセクシャルマイノリティが子供を設けなかったとしても、出生率に大きなインパクトを与えなくはない。また、未婚率が上昇している原因は金銭面や結婚に対する不安感など、全く別要因から来るものである<sup>9)</sup>。つまり同性婚の可否と少子化の間には全く関連性はなく、この主張は詭弁に過ぎない。更に付け加えるのならば、図1を見ても分かるように、同性婚が認められていなくとも出生率は低下している。また、表1の国は同性カップルを法的に保障している国だが、この表からも同性婚と少子化は必ずしも相関関係にないことが分かる。

図1 出生数と出生率の推移



(出所:内閣府<sup>10)</sup>)

表1 同性カップルの法的保障と出生率

同性婚を許容しながら出生率が上昇した国	デンマーク	1.62 (1989) → 1.75 (2011)
	オランダ	1.71 (2001) → 1.76 (2011)
	フランス	1.81 (1989) → 2.03 (2011)
出生率が下降気味の国	アルゼンチン	2.34 (2003) → 2.2 (2011)
	ハンガリー	1.46 (1996) → 1.23 (2011)
出生率が横ばいの国	ドイツ	1.35 (2002) → 1.36 (2011)
	アイスランド	2.12 (1996) → 2.2 (2012)

(出所:『百合のリアル』p. 129を元に筆者が作成<sup>11)</sup>)

また、似たような否定論として「国が衰退する」という意見も見られたが、国家の繁栄を主たる目的として結婚、出産を行う者はまず居ないだろう。そのような目的を最優先とした場合には、自由恋愛や一夫一妻制は全く以て非効率的であるからだ。個人の選択がひいては出生率の上昇に繋がることに間違いはないが、一般的には個人の幸福を最大限に追求するために結婚をして

子を設ける。それが結果として国家の繁栄に繋がるのである。同性愛を少子化問題と結びつけたり国家の繁栄を担う一員としての義務を果たしていないと主張するのであれば、その遂行を妨げるような婚姻制度をはじめとして様々なものを変える必要があるのではないだろうか。現時点ではこれを義務として他者に強要することは不可能なはずである。

他方、義務ではなく個人の自らの選択によって子を設けたのであれば、同性愛者を否定する根拠に社会的な要請を無視していることを挙げ、子を設けないと非難するのはあまりにも都合が良すぎるのではないだろうか。自らの子を持つことは義務ではなく個人の自由であるとする一方、他者には子を設け、公共の利益を追求することを求める道理が筆者には見つけられない。仮に子を設けないことが結果的には国家の繁栄という大きな目的に反しているというのであれば、先述したように同性愛者のみならず、生殖能力のないものや子を設けない選択をしたものにまで非難の範囲を広げなければこの論理は成り立たないはずだ。都合の良いようにある面においては個人の性質や選択であるということを全面的に押し出し、他方面において前者の根拠を適用しないということはいできない。

同性愛をこのような論理で異常であると主張するのであれば、当然、これらの者も槍玉にあげられることになるはずだ。それなのに、このような主張はどこからも聞かれない。その理由として、同性愛者への偏見や嫌悪感から、もっともらしい理由をつけて排除をするという目的のために持ち出された言葉が、〈生物学的に〉と〈自然に〉という言葉であり、その範囲がどこまで及ぶのか、どのような論拠なのかを一切問わず、それらしく聞こえるように自分の都合のいいように使用した結果であるからだ。論拠に矛盾を孕んでしまっている以上、そこから導き出される答えはどれも正当性を保持しえない。生殖能力というフィールドにまで対象を広げながらも、自分の主張に都合の良いように対象を限定しなければこの主張が誰からも支持されないことや、ただの偏見の産物であることが露見してしまうと、このような否定論を唱える者たちは理解しているのだろう。

## (2) 伝統的価値観や家族の崩壊

二つ目は、「伝統的価値観や家族の崩壊を招く」という趣旨の否定論だ。まず、否定論の一部をここにそのまま引用する。

「こういうことは一切認めてはダメだ。家族解体につながる/同性のカップルを結婚に相当する関係と、制度として認めることは、同性婚を奨励する事になります。そんな関係が正常な関係であるわけがありません。弱い人たちや特殊な状況にある人たちに対する配慮もここまで来ると明らかに行き過ぎだと私は思います。これでは国が壊れていきます<sup>12)</sup>。」

これは、サリヴァンと浅井の言葉を借りれば、次のように言い換えることが出来る<sup>13)</sup>。「同性愛を公的に認めてしまうことは、異性愛者が築く結婚・性交・生殖という三点セットを奉ずる近代家族の形態の安定や定義を覆してしまう。ひいては、現在の主流となっている家族形態である核家族を将来的に崩壊させる危険性がある。具体的には、これまで以上の未婚率の上昇や、選択的に異性婚を避け、同性婚を利用するようになり、もはやこれまでの家族形態は同性婚の施行によって崩壊したと言わざるを得ない状況を引き起こす。」この主張に対しては、更にサリヴァンの主張を借りて反論をしたい。

「まず、家族制度を維持するために、社会として同性愛を否定することが必要であったとしても（中略）同性愛者を非難することで、伝統的な家族制度がどのように守られるのかという疑問も残る。…彼らは同性愛者として生きる他ないのであり、異性愛結婚を拒否し同性愛者としての生き方を敢えて選択しているわけではない。意図的な選択ではないのだから、異性愛の家族制度を否定すべきだという社会的主張をしていることにはならないはずである<sup>14)</sup>。」

仮に同性婚が認められたとしても、サリヴァンの主張するように、今まで

異性婚をしていた者が一斉に同性婚を選択するとは全く考えられない。現在、議論されている同性婚は、男女カップルと同等の権利が保障されるものではなく、あくまで形式的な証明書に過ぎない。仮に同等の権利が与えられたとして、異性婚を選択する者が大きく減少したのであれば、それは異性婚をするインセンティブが同性婚よりも少なく、制度上同性婚も存在しないのでやむを得ず異性婚を行っていたことの証明になるだろう。現実問題として、同性婚では他者の介在なしに子を設けることはできないため、異性婚はその点において大きなインセンティブとなり得る。このようなことを度外視して同性婚の急激な増加を想定すること自体杞憂であると言える。このようなことを議論する以前に、同性婚を日本より先に法的に認めた海外でもそのような事実は認められておらず、伝統の崩壊を招いたという事実も存在しない。

### (3) 嫌悪感

三つ目は、「嫌悪感を感じるので認められない」という趣旨の否定論だ。幾分その量が多いが、ここでもまず、否定論の一部をそのまま引用する。

「ひでえ条例案だよな。神の定めた秩序に反する条例案には反対する。これを認める事と人権擁護とは全く別の話よ。/狂ってるだろ？次世代を担う子ども達を産み育てる事ができるから婚姻関係にある男女が夫婦として国家から保護されるのであって、【単に好き合って性的欲望を満たすだけの趣味の世界の変態】を行政が保護するのは…。

家の中で好きにしろよ 日本は同性愛を禁止してない 法律改正は認めない /同性婚だろうがなんだろうがどうでもいいが、外でいちゃつくのはやめろ。やるなら家の中でやれ。そしてこれは差別じゃなく区別だ/見えない所でやる分には構わん 隠れてやってろ わざわざ出てきて、生理的な拒否感を我慢しろって要求するのはおかしい

遺伝子レベルで狂ってる人間に権利を与えるのがおかしい。君はあれか？

猿も人間に似てるから同じに扱えっていうのか？もともと正しい人間は異性愛の遺伝子を持ってる。それを持ってないんだから同性愛者は人間ではない。/ほんとホモども調子乗りすぎ お前らは欠陥生物（人間ではない）なんだよ/ホモレズは銃殺が正しいな

気持ち悪いので反対反対，理由，気持ち悪いから。誰も言わないだけで9割はこう思ってるだろ。生理的に気持ち悪いんやからしゃーないわ/同性婚を強硬に主張する人達がキモいからじゃだめ？/これ渋谷に化け物が住民票移すんじゃないの<sup>15)</sup>。」（傍点は全て筆者による強調）

ここには取り上げなかったが，否定論には在日コリアンや韓国系の企業，団体が暗躍しており，国籍の不正取得を許すことになる，というような陰謀論めいた主張やレイシズムも見られた。このような一見全く関係のない主張が飛び出す原因として，否定論を唱える者たちの中で認知的不協和が発生している可能性が考えられる。

「認知的不協和とは，Lフェスティンガーの提唱した理論であり，自己の知識や事実の認識と他者の知識や事実の認識が食い違っている状況のことを指す。人はこのような状況を不快に感じるため，[1] 自己の知識や認識を変える [2] 他者の知識や認識を否定する [3] 新しい情報を用いて自己の主張を補強，正当化する，の三つの道を選択して不協和を回避しようとすることである<sup>16)</sup>。」今回の否定論で言えば，個人としては認められない。そして，社会としても認めるべきではないと考えていたが，条例によって同性愛者が社会的に認知されている，という状況が当人に認知的不協和を引き起こしている。既に制定されてしまった条例を変更することは困難であり，正しいはずの自己認識が間違っていると認めることは更なる不協和をもたらすため，社会を変えることや，自己認識を変える道も選ぶことはできない。そのため，[3]の方法を選択せざるを得なくなる。それが今回のような「単に好き合って性的欲望を満たすだけの趣味の世界の変態，遺伝子レベルで狂ってる，欠陥生物（人間ではない）」や，「在日コリアンの陰謀によって制定され

ている」という主張が出現した一因であると考察する。隠された事実を知っている自分という新しい情報を付加し、不協和状態を解消しながら情報を発信することでその実態をつまびらかにしているという認識を強固なものにしながら、まだその事実を知らない他者には早急に実態を把握すること、自己と同調することを求める。

こうすることで、条例の制定がもたらした、自己(誤)：同性愛者(正)という図式から、自己(正)：同性愛者(誤)に戻ることができるのだ。仮に、再度この図式が前者に戻るようなことがあったとしても、上手く隠している同性愛者のやり方が悪いのであって悪いのは私ではない、騙している奴らが悪いのだという新情報を付加することで後者の図式に無理やり戻すことが可能になる。

ここで取り上げた主張を端的に言ってしまうと、自分への悪影響を一般への悪影響へとすり替える詭弁に過ぎないということだ。条例の施行や、同性愛者に対して嫌悪感を覚えるということ、理解しがたいというように感じることを禁じているのではない。ここで問題にしているのは、そう感じたから排除しよう、差別しようという思想につながることを問題にしているのだ。このような不快感を表明する権利も当然守られなければならないが、それは原則として公共の福祉に反しない範囲や、他者の自由や権利を侵害しない範囲のみであり、公的な場でそのような発言をすればその内容について責任を問われる可能性も大いにある。主張することができる権利を保障することは、主張する内容の正当性を保証しているわけではないことを理解しなければならない。ただ無条件に守られるのは主張するという権利のみである。その中身においては検討されなければならない。

そもそも、今回のような一個人の不快感のみを根拠にして、公的に何かしらの制限を加えることは許されない。今回取り上げたような主張は検討の結果、その中身が正当性を保持しているとは言えず、認めることはできないと言えよう。

#### (4) まとめ

ここまで、否定論を大きく3つに分類し、その中身について検討を行った。それらに共通するのが、相手を道徳的、または能力的に劣ったものとみなして攻撃をする古典的レイシズムの態度だ。高(2015)は、女性の方が差別主義者の傾向が弱いことや、今回取り上げた意見の情報源にもなっている2ちゃんねるの利用がこうしたレイシズムを増長させること、保守的傾向(右翼的傾向)があること、集団を優れた一劣ったという次元で捉え、格差を是認する社会支配指向を強めることを指摘している。

また、同性婚は男性だけでなく、女性の同性カップルも含んでいるのだが、男性同性愛者を想起させたり、直接、男性同性愛者を攻撃するような言葉が否定論の多くを占めていた。しかし、渋谷の条例において、最もメディアに取り上げられているのは、元タカラジェンヌの女性カップルである。その理由は、代理出産を行うと表明していることをはじめ、自ら積極的にLGBTの権利活動を行っていることも影響しているのではないだろうか。このような状況を引き起こす原因は、二つ考えられる。まず一つ目は、一般的に、女性より男性の方が同性愛者に否定的であるという傾向である<sup>17)</sup>。二つ目は、バラエティー番組などで同性愛者として登場する者は男性が多いため、同性愛者という言葉から男性を連想しやすいものと考えられる。Batchelor(2004)らもメディアで女性同性愛者の描写が少ないといった同様の指摘をしている<sup>18)</sup>。

他にもここでは紹介しなかったが、「性犯罪が激増する」などという常軌を逸した発言も幾つか見られたが、そのような一見して明らかに不合理な主張を展開する否定論者の姿勢は誠に理解に苦しむと言わざるを得ない。

否定論者のなかには、このような認識をもつ者もいる——現時点で私には何ら関係ないものであり、私個人の中で優先順位は低い。なので、そういった対象は排除してしまっても構わない、と。これを偏見と言わずして何と呼べばよいのだろうか。なぜ、ある価値観が正しいとされるのか、互いに共存や妥協できる余地は無いのかということとその人たちは考えないし、そのよ

うな交渉にも応じない。なぜならそれが否定論者にとって正しいことであり、議論の余地はないものとして認識しているからだ。

#### IV. 公的立場にある者の差別意識と発言

3章では渋谷区の条例を中心に見たが、本章では公的な立場にある人間の発言を取り上げたいと思う。今回取り上げるのは、渋谷の条例の後、兵庫県宝塚市でも同様の条例制定を検討すると表明した際に出た、ある宝塚市議の男性の発言である<sup>19)</sup>。

①「HIVは、特に男性間の性的な接触によって広がっている。条例ができた場合、話題性もあり、たくさんの方が集まり、LGBT支援策で宝塚がHIV感染の中心になったらどうするのか、という議論が市民から出てくる」という発言。②LGBT支援方針・学校での啓発について質問を受け、「教室という密室で、判断能力のない子供たちに啓発することは慎重にすべき。」という発言。(①、②の傍点はいずれも筆者による強調)

この二つの発言をこれから検討したい。まず一つ目は①の「議論が市民から出てくる」という形で、ここでも自らの価値観に起因する不快感を一般の悪影響にすり替えて市民の責任にしている点だ。実際に市民からそのような発言が認められたのでそのように意見したのならまだしも、あくまで、出てくるだろう、という推測の域を脱していない。そして撤回を求められたため、その発言を正当化しようとする釈明を行い、失言を重ねた。更に、男性同性愛者は性倫理が欠落している、その多くがHIVに感染しているという偏見も交じっていることも見逃してはならない<sup>20)</sup>。名古屋市立大学の調査によると、同性愛者や両性愛者の方がHIV検査を受けている割合が大きいことが分かっている<sup>21)</sup>。また、国際的にも生涯検査率が高い<sup>22)</sup>。確かに、HIV感染者の感染経路は同性間によるものが割合としては大きいですが、異性間の感染も全

くないというわけではない<sup>23)</sup>。この数値は発覚しているものにおける結果なので、検査率の高い同性愛者の群は発覚する数も多い。感染者数が多いことを加味しても、感染者が多いという印象に繋がるのではないだろうか。

そもそも、HIVは、感染している者と性的接触をしたり、注射器を使い回して血液や体液に接触をしなければ感染することはないので、性的少数者が集うことがすぐさまHIVの感染者数の上昇につながるということ自体が誤った認識である。仮に感染していたとしても薬を服用すれば、感染率も大幅に下がるので、「HIV＝すぐさま感染する」というものでもない。むしろこの場合、セクシャルリティの如何に関わらず、検査を積極的に行うよう積極的に啓発活動を行うことが重要ではないだろうか。また、宝塚市では、このような条例が話題に上るより前からLGBTコミュニティは存在しており、この市議は彼の危惧している性的少数者が集まるという状況が発生していることを知らないのだろう。公的な立場にある人間が無責任に差別的な発言をすることは一般人以上に大きな影響力を持つため、慎重にならなければならないはずである。

二つ目はLGBT支援方針・学校での啓発について質問を受けた際の発言である。これは、子供に啓発を行うことでセクシャルマイノリティになることを防ぎたいということだろう。つまり、寝た子を起こすようなことをするなという趣旨である。情報を得ることで一朝一夕に自らの属性が変化するとは到底考えにくい。それに、差別や偏見をなくし、理解を深めるために行う啓発活動に懸念を表明する道理が筆者には見当たらない。そこで、発言の裏に隠された意図を的確に言い表したサリヴァンの言葉を借りたい。

「自分の子には異性愛者であってほしいと願わないだろうか。同時に極力そういったことにならないように、子どもを育てるのが親の義務だと思っている人も多い。なぜなら同性愛者の人生は『結婚をしたり、キャリアを手に入れるなどして幸せな人生を送る』ことの可能性を妨げるからである。しかし、実際は社会が同性愛者を是認しないからこそ、キャリアが

影響を受け、結婚は不可能になり、家庭を設けることを思い止まらされている<sup>24)</sup>。]

このような調査結果は、他の調査でも同様の結果が得られている。「いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン」が2013年末にインターネットを通じて、「小学校から高校の間に関東地方で過ごした経験のある、10歳以上35歳以下のLGBT当事者」609名を対象に複数回答可で行ったLGBT学校生活実態調査2013のアンケート結果では、セクシャルマイノリティであると話さなかった理由の上位が「理解されるか不安だった約60%」「話すといじめや差別を受けそうだった約40%」であった<sup>25)</sup>。サリヴァンも言うように、社会が是認しないからこそ実態を的確に把握することは困難になり、ライフプランの形成も難しくなっていく。啓発活動を行おうと行うまいと既にセクシャルマイノリティが存在し、抑圧されているという現状を無視してはならない。

この他にも公的な立場にある者の不適切な発言は多く見られたが、紙幅の都合上そのすべてを紹介することは困難であったため、今回は割愛する。

## V. おわりに

ここまで様々な例を挙げ、その主張がどのような意味を持つのか、ある角度から見てそれは正しいのかを検証してきた。最後に、否定論者たちは、なぜそこまでして他者を抑圧し、攻撃的になるのかという点を、サリヴァンの意見を参考にして補足しておきたいと思う。

「同性愛者に対する誹謗は、同性愛者には残酷であるが、社会をひとつにするには実に有効な手段である。教養のない異性愛者の男性に対して、結婚し、父親になることには真の価値があることを伝えることができる。そのような男性はいつでも自らが異性愛者であることを固持さえすれば、社会的威

厳を振り翳すことができる<sup>26)</sup>。』

このように、否定論者たちは他者を攻撃することで自らの立ち位置と正しさを再確認しているのだ。自分が正しいのかどうかを確かめるには、比較対象、つまり他者の存在が必要不可欠になってくる。仮に、他者の間違いを証明したとしても、それは他者の間違いが証明されただけに過ぎず、自己の正しさを証明したことにはならない。更には誤りを証明するどころか、的外れな非難をすることで、比較することを放棄し、レッテルを張る。そこで最も不思議なことが起こる。非難されるということは間違っているに違いない、間違いを指摘することができる価値観を持っているのだから、私は正しさに違いないという錯覚を生み、やがて本当に正しいと信じ込んでしまう。だが、そのような方法では今回見たような論理に欠けた批判に終着してしまい、いかに不当であると言われようとも、もはやその主張を覆すことができなくなってしまふ。いくら反対派が強固にそのような姿勢を取ろうとも、制度が整えられるという方法で主張が間違いであると証明されつつあるのだ。社会の仕組みを変化させるような事態が起こるときには、私たちの価値観や考え方だけではなく、個々のアイデンティティーが確立されているのかどうかと同時に問われているのかもしれない。

これまでは、海外で話題になっているが、日本には関係ないことであるという認識を持った人が圧倒的多数を占めているのだろう。まだ十分とは言えないが、渋谷や宝塚の条例を見ても分かるように、日本でも着実に問題意識は高まってきている。そういった意味で、今は黎明期にあると言えるだろう。現在のパートナーシップ法では法的拘束力もなく、制定されたとしても形式的なものに留まっているが、正式に法整備が行われるとなれば、これまで以上に波乱を巻き起こすことになるに違いない。そのような時には、再度、今回取り上げたような否定論が展開されることが予測される。議論を放棄し、偏見を唱えて感情的に否定し続けるのではなく、制度の問題点など、問題の本質を見据えた建設的な議論が展開されることを期待したい。

## 注

- 1) SYNODOS <http://synodos.jp/faq/346> より引用 URL 参照日2014年11月23日
- 2) SYNODOS <http://synodos.jp/faq/346> URL 参照日2014年11月23日
- 3) 電通総研 <http://dii.dentsu.jp/project/psychological/pdf/120701.pdf>  
電通総研LGBT調査2012, 144頁, URL 参照日2015年5月26日
- 4) LGBTの学校生活に関する実態調査2013 <http://endomameta.com/schoolreport.pdf> URL 参照日2014年11月23日
- 5) 正式には、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」であり、同性婚ではない。結婚に相当する関係を認めて発行される証明書であり、国から婚姻関係にある男女と同等の権利が得られるわけではない。
- 6) 2ちゃんねるという匿名で書き込みができる電子掲示板における書き込みを管理人がその概要が分かるようにピックアップし、独自に編集したものをニュースサイトに近い形式で運営しているサイトのことである。
- 7) 【7】 pp. 25-26より引用
- 8) 2ちゃんねる <http://daily.2ch.net/test/read.cgi/newsplus/1436257427/>  
URL 参照日2015年11月15日
- 9) 国立社会保障・人口問題研究所 [http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou14\\_s/chapter1.html](http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou14_s/chapter1.html) URL 参照日2015年10月26日
- 10) 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27pdfgaiyoh/pdf/sl-1-1.pdf> URL 参照日2015年10月26日
- 11) 【9】 p. 129より引用
- 12) NAVERまとめ <http://matome.naver.jp/odai/2142389117359952401?&page=3>  
URL 参照日2015年11月15日  
出典は注8)に同じ
- 13) 【1】 p. 114, 【13】 p. 138より引用
- 14) 【10】 pp. 146-147より引用
- 15) 出典は注8)に同じ
- 16) 【8】 pp. 1-15を参照
- 17) 【15】 pp. 336-353を参照
- 18) 【17】 pp. 669-676を参照
- 19) 朝日新聞DIGITAL <http://www.asahi.com/articles/ASH6S5QGWH6SPIHB026.html> URL 参照日2015年11月15日
- 20) このような言説はネットにも多く見られた。ここにその例を一つ原文のまま引用

しておく。「きれいなことの裏に隠されている問題を考えてほしいですね。公式的に認めてしまうと二次的な被害者が必ず現れます。子供が変な好奇心でエイズ患者になるかもしれません。もうちょっと先を考えてほしいですね。ほんたいです。後遺症は絶対あります」出典は注12)と同じ

- 21) 日本人成人男性における生涯でのHIV検査受検経験と関連要因  
<http://jaids.umin.ac.jp/journal/2012/20121402/20121402099105.pdf>  
URL参照日2015年10月27日
- 22) 【14】【16】を参照
- 23) API-NET [http://api-net.jfap.or.jp/status/2015/1508/20150818\\_hyo\\_01.pdf](http://api-net.jfap.or.jp/status/2015/1508/20150818_hyo_01.pdf)  
URL参照日2015年10月27日
- 24) 【13】 p. 152より引用
- 25) 出典は注4)と同じ
- 26) 【13】 p. 149より引用

## 参考文献

- 【1】 浅井美智子、『つくられる生殖神話——生殖技術・家族・生命』サイエンスハウス、1995年
- 【2】 石川大我、『ボクの彼氏はどこにいる?』講談社、2009年
- 【3】 伊藤悟・築瀬竜太、『異性愛をめぐる対話』飛鳥新社、1999年
- 【4】 稲葉昭子「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティ」、『創価大学大学院紀要』32巻、2010年、pp. 259-280
- 【5】 鈴木文子・池上知子「同性愛者に対する態度の規定因に関する検討：ジェンダー自尊心と性役割規範の観点から」、『人文研究』、大阪市立大学大学院文学研究科紀要、第66巻、2015年、pp. 67-86
- 【6】 住田正樹、『子ども社会学の現在——いじめ・問題行動・育児不安の構造』九州大学出版会、2014年
- 【7】 高史明、『レイシズムを解剖する——在日コリアンへの偏見とインターネット』勁草書房、2015年
- 【8】 萩尾重樹、「人間行動論の構築：1. 認知的不協和理論を巡る」、鹿児島経済大学『季刊社会学部論集』、17(4)、1999年
- 【9】 牧村朝子、『百合のリアル』講談社、2013年
- 【10】 ドーキンス、リチャード、『利己的な遺伝子』（日高敏隆・岸由二・羽田節子・垂水雄二訳）紀伊國屋書店、2006年

- 【11】 ハート, ギルバート, 『同性愛のカルチャー研究』(黒柳俊恭・塩野美奈訳), 現代書館, 2002年
- 【12】 ジンバルドー, フィリップ, 『ルシファー・エフェクト——ふつうの人が悪魔に変わるとき』(鬼沢忍・中山宥訳海と月社), 2015年
- 【13】 サリヴァン, アンドリュウ, 『同性愛と同性婚の政治学——ノーマルの虚像』(板津木綿子・加藤健太訳) 明石書店, 2015年
- 【14】 Centers for Disease Control and Prevention, “Vital Signs: HIV testing and diagnosis among adults—United States”, 2001–2009, *MMWR*, 59 (47), 2010年, pp.1550–1555
- 【15】 Kite, M. E., Whitley, B. E., Jr, “Sex differences in attitudes toward homosexual persons Behaviors and civilrights: Ameta-analysis”, *Personality and Social Psychology Bulletin*, 22, 1996年, pp.336–353.
- 【16】 McGarrigle, C. A. et al, “Investigating the relationship between HIV testing and risk behaviour in Britain2000”, *National Survey of Sexual Attitudes and Lifestyles*, 19, 2005年, pp.77–84.
- 【17】 S. A. Batchelor, J. Kitzinger, E. Burtney, “Representing young people’s sexuality in the ‘youth’ media”, *HEALTH EDUCATION RESEARCH*, 19 (6), 2004年, pp.669–676